

別記第43号様式(1)(第四十七条関係)

表 面

<p>← 12cm →</p>	
<p>第 号</p> <p>官 職</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定による当該職員の証</p> <p>年 月 日発行</p> <p>有効期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>厚生労働省(都道府県) 印</p>	<p>写真 ち ょ う 付 面</p>
<p>↑ 8cm ↓</p>	

裏 面

この証票を携帯する者は、麻薬及び向精神薬取締法第50条の38の規定により立入検査又は収去を行う職権を有するものである。

麻薬及び向精神薬取締法抜粋

第50条の38 厚生労働大臣又は都道府県知事は、麻薬又は向精神薬の取締り上必要があると認めるときは、麻薬取扱者、向精神薬取扱者その他の関係者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、麻薬業務所、向精神薬営業所、病院等、向精神薬試験研究施設その他麻薬若しくは向精神薬に関係ある場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、麻薬、家庭麻薬、向精神薬若しくはこれらの疑いのある物を収去させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け、譲渡し、又は譲受けの実態を調査するため必要な限度において、麻薬等原料営業者その他の関係者に対

して必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、麻薬等原料営業所その他麻薬向精神薬原料に関係ある場所において実地に帳簿その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。